

議案第40号

守口市立学校の施設等の目的外使用に関する条例案

守口市立学校の施設等の目的外使用に関する条例を、次のように制定する。

平成28年 2 月25日提出

守口市長 西 端 勝 樹

記

守口市立学校の施設等の目的外使用に関する条例

(趣旨)

第1条 この条例は、守口市立幼稚園、守口市立小学校、守口市立中学校及び守口市立義務教育学校（以下「守口市立学校」という。）の施設等（守口市立学校の運動場、体育館及び教室並びにこれらの附属設備その他器具備品をいう。以下同じ。）の目的外使用（地方自治法（昭和22年法律第67号）第238条の4第7項に規定する使用をいう。以下同じ。）に関し必要な事項を定めるものとする。

(施設等の使用時間)

第2条 施設等の目的外使用は、午前9時から午後9時までの間にすることができる。ただし、守口市教育委員会（以下「委員会」という。）が特に必要と認めたときは、この限りでない。

(目的外使用の許可の申請等)

第3条 施設等の目的外使用をしようとするものは、あらかじめ委員会の許可を受けなければならない。

2 委員会は、前項の許可に際し、あらかじめ当該守口市立学校の長の意見を聴かななければならない。

3 委員会は、次の各号のいずれかに該当するときは、施設等の目的外使用を許可しない。

(1) 施設等の目的外使用が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団の利益になり、又はなるおそれがあると認められるとき。

(2) 前号に掲げるもののほか、施設等の管理上支障があると認められるとき。

4 委員会は、第1項の許可に、必要な条件を付することができる。

(目的外使用の許可の取消し等)

第4条 委員会は、次の各号のいずれかに該当するときは、施設等の目的外使用の許可を取り消し、又はその効力を停止することができる。

(1) 公用又は公共用に供するため必要があると認められるとき。

- (2) 許可の条件に違反する行為があると認められるとき。
- (3) 偽りその他不正の手段により施設等の目的外使用の許可を受けたとき。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、施設等の管理上必要があると認められるとき。

(使用料)

第5条 施設等の目的外使用の許可を受けたもの（以下「使用者」という。）は、別表に掲げる使用料を前納しなければならない。

(使用料の還付)

第6条 既納の使用料は、還付しない。ただし、委員会が正当な理由があると認めるときは、その全部又は一部を還付することができる。

(使用料の減免)

第7条 委員会は、市又は国若しくは他の地方公共団体その他公共的団体が目的外使用をするときその他委員会が必要と認めるときは、施設等（運動場夜間照明設備を除く。）の使用料を減額し、又は免除することができる。

(施設等の変更禁止)

第8条 使用者は、特別な設備を設け、又は施設等に変更を加えることができない。ただし、委員会がやむを得ない理由があると認めるときは、この限りでない。

(原状回復の義務)

第9条 使用者は、当該施設等の目的外使用を終了したときは、直ちに施設等を原状に復さなければならない。第4条の規定により施設等の目的外使用の許可を取り消されたときも、同様とする。

(損害賠償)

第10条 使用者は、その目的外使用に際し施設等を汚損し、破損し、又は滅失したときは、その損害を賠償しなければならない。

(権利の譲渡等の禁止)

第11条 使用者は、委員会の承認を受けた権利を他人に譲渡し、又は転貸してはならない。

(委任)

第 1 2 条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、委員会が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成28年4月1日から施行する。

(行政財産使用料条例の一部改正)

2 行政財産使用料条例（昭和40年守口市条例第18号）の一部を次のように改正する。

第3条中「、別表に定めるものを除くほか」を削る。

別表を削る。

別表（第5条関係）

種別	単位	使用料
運動場	全面	1時間につき880円
体育館	全面（守口市立樟風中学校にあっては、半面）	1時間につき780円
教室	1教室	1時間につき280円
運動場夜間照明設備	一式	1時間につき900円

備考 市民等（市の区域内に居住し、在職し、又は在学する者をいう。）以外の者が構成員の2割以上を占める使用者が運動場、体育館又は教室の目的外使用をするときは、当該使用料の10割を加算する。